

企業年金の意義と役割～社会保障法学の視点から～

早稲田大学法学学術院

菊池 馨実

1 はじめに

本研究会の設置目的…「中長期的な企業年金の姿」をどのようなものとしていくのかについて、老後保障全般に及ぶ広範な視野で研究していくこと」

企業年金研究会「企業年金制度の施行状況の検証結果」

- ・ 労使合意を基本とした、企業や従業員の実情及びニーズを踏まえたできるだけ自由な制度
- ・ 公的年金との関係を重視した、従業員の老後所得保障機能をより強化した制度

→「企業年金については、その果たす役割が大きくなると期待されてきたことにかんがみ、公的年金との関係を重視した制度中心から労使合意を基本とした自由な制度中心へと変化してきた歴史があるが、現時点において、企業年金の今後の方向として、さらにどのような方向を目指すべきかについて、関係者間でコンセンサスがある状況にはない。」

2 社会保障の意義と目的

(1) 企業年金と社会保障法

企業年金に対する社会保障法学のアプローチ

社会保障的性格の有無（とりわけ厚生年金基金）

小島晴洋「企業年金の法理論」季刊社会保障研究 32 巻 2 号（1996）

同 「『企業年金』からの卒業を」日本労働研究雑誌 504 号（2002）

堀 勝洋「年金における公私の境界」季刊社会保障研究 33 巻 2 号（1997）

受給権保護

国武輝久「企業年金と受給権保護」季刊社会保障研究 33 巻 2 号（1997）

島崎謙治「企業年金の受給権保護について」年金と経済 27 巻 4 号（2009）

←労働法学からも同様の関心（山川隆一/森戸英幸/河合畧「シンポジウム・企業年金の法的論点」日本労働法学会誌 104 号（2004）など）

労働法学からのアプローチが主流であった。

(2) 社会保障のパラダイム転換

社会保障制度の内容

※ 国立社会保障・人口問題研究所の分類

部門別…年金・医療・福祉その他

制度別…医療保険、老人保健、介護保険、年金保険、雇用保険等、業務災害補償、家族手当、生活保護、社会福祉、公衆衛生、恩給、戦争犠牲者援護

機能別…高齢・遺族・障害・労働災害・保健医療・家族・失業・住宅・生活保護その他

社会保障法学の捉え方

社会保障とは、「国が、生存権の主体である国民に対して、その生活を保障することを直接の目的として、社会的給付を行う法関係である」（荒木誠之）

- ・ 国から国民に対する給付の体系
- ・ 目的としての国民の生活保障。

新たな政策動向

介護保険法・障害者自立支援法

…現物給付からサービス費用の給付へ

行政計画、行政規制、最低基準の設定など

※老人施設「静養ホームたまゆら」火災事故

公的責任の多様化ないし公的主体の役割の変化

制度目的の共通性（国民の老後生活保障・老後所得保障）からみた公的年金・企業年金の連続的把握

各法の目的規定

厚生年金基金…「加入員の老齢について給付を行い、もって加入員の生活の安定と福祉の向上を図ること」（厚年 106 条）

確定給付企業年金…「事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにする」「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」「公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」（確定給付 1 条）

確定拠出年金…「個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにする」「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」「公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」（確定拠出 1 条）

3 企業年金のあり方を考えるにあたっての視座

(1) 個人の自律（自立）支援

社会保障の目的…国民の生活保障

より根源的には、国民（個人）の自律の支援

単に金銭その他の財の移転による物質的ニーズの充足（すなわち生活保障）という

面でのみ捉えるのではなく、自律した個人の主体的な生の追求（すなわち自己決定）による人格的利益の実現こそが何より重要であり、そのための条件の整備が社会保障の役割であると捉えられる。

憲法 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。（幸福追求権、人格的自律権）

憲法 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

最近の社会保障制度改革…「自立支援」がキーワード

介護保険法、社会福祉法、障害者自立支援法、生活保護自立支援プログラム

個人ないし市民の視点（加入者の視点）の重要性

- ・ 個人の自主的な選択権の確保
- ・ 制度の設計・運営への参加権の確保
 - 老後所得保障のための多様な手段の設置
 - ポータビリティ確保策の拡大
 - 参加型の仕組みの評価
- ・ 国民生活への国家権力による介入の側面
 - 老後所得保障としての性格の徹底如何

(2) 所得保障における国家の役割

規範的保障水準

- ・ 最低生活保障…「健康で文化的な最低限度の生活」水準（生活保護基準）
- ・ 従前生活保障…報酬比例年金
 - 給付水準の引下げの合憲性…憲法 25 条 2 項（社会保障の向上増進義務）、憲法 29 条（財産権保障）
- ・ 公的年金で賄うべき保障水準とは何か

2004 年年金改正時の議論（50%がどのような意味をもつか）

「基礎的生活保障」（最低生活保障よりも高い水準）の中身をどう設定するか、その水準（の一部の確保）まで企業年金の役割と考えるかにより、企業年金の法的性格に相違が生じる可能性

従前生活保障の普遍化の要請…厚生年金基金制度の「総合型」への限定をどう捉えるか

(3) 老後所得保障の枠組み

老後生活保障・老後所得保障の枠組み…社会保険と社会手当・公的扶助との役割分担、福祉・医療などのサービス保障法制における給付と負担のあり方との関係、税制と所得保障法制の総合的な検討などとセットで議論する必要

所得保障重視型か、医療・福祉重視型かによる全体像の違い

公的年金（とくに基礎年金）の性格や枠組みをめぐる議論

1950年社会保障制度審議会勧告以来の社会保険方式への支持

2008年11月 社会保障国民会議最終報告

(4) 社会保障を支える市民的・社会的基盤

社会保障の持続可能性…主として財政面からの議論

←社会保障を支える市民的・社会的基盤の揺らぎ

社会保障国民会議…高齢化の一層の進行にともなう負担増への不安や不公平感が、「今後の改革の報告によっては、国民意識の分裂・社会保障制度の基盤が揺らぐ可能性すらある」とともに、格差の拡大やセイフティネット機能の低下が、『社会の公正さ』への不信感を増大させ、社会保障の基盤である『国民の相互連帯意識』を大きく損なうという意味でも問題である」

社会保障の基盤となり得る相互扶助的な支え合い（連帯）意識を、大きく損ねないのみならず、より積極的に涵養するような方向に社会保障制度を設計しなおす必要性

→共通の制度目的を有する企業年金につき、お互いの顔が見える連帯の制度として、より積極的な（税制面も含めた）公的助成や受給権保護のための措置を講じるとともに、公的規制を強化していくという方向性

→ただし、公平の見地から、他の国民に対する公的助成措置を講じていくことも重要
国民年金基金制度の充実、個人型確定拠出年金の適用範囲拡大や公的助成など